

(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 増加傾向にある特別な配慮を必要とする児童・生徒や義務教育修了後の学校生活や学習に悩みを抱える子どもたちが抱える複雑化・多様化する課題への総合的な支援体制の基盤となる(仮称)綾瀬市総合教育支援センターの整備に関する検討を行うため、(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の策定に関すること。
- (2) その他(仮称)綾瀬市総合教育支援センターの整備に必要な事項

(組織)

第4条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 健康こども部長
- (4) 福祉部長
- (5) 教育総務課長
- (6) 学校教育課長
- (7) 教育指導課長
- (8) 教育研究所長
- (9) こども未来課長
- (10) 福祉総務課長
- (11) 綾瀬市立小学校長及び中学校長の代表者 各1名
- (12) 綾瀬市教育支援教室専任教諭

(任期)

第5条 検討委員会の委員の任期は、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の策定をもって満了する。

（委員長）

第6条 検討委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育研究所において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。